

ご挨拶

いつもお世話になっております。  
先に行われました富士見市議選では、お騒がせ致しました。  
私の地盤を受け継ぐべく挑戦した熊谷うららさんをはじめ、富士見市  
議会会派「草の根」の仲間がそれぞれ頑張りました。

新しい仲間と共に、富士見市、埼玉県の為に頑張って参りますので、  
引き続きご指導宜しくお願い致します。

県議会ではコロナ対策が断続的に審議されていますが、そのような  
中、会派「無所属県民会議」として、迷惑行為防止条例やエスカレータ  
一条例といった、議員提案の条例の審議にも積極的に参画しました。

県議会議員としての任期も折り返しを迎えました。そして「やこ通信」  
は市議時代から数えて通算50号となりました。これからもコロナ対策  
のみならず、皆様の生活に関わる議案に対しても、県民の目線に立って  
しっかり議論し報告して参ります。

県議会議員 **八子朋弘**

★やこ朋弘 プロフィール

昭和48年8月15日生(47歳)しし座・B型  
富士見市立勝瀬小学校卒業(少年野球チーム・クリッパーズ所属)  
富士見市立勝瀬中学校卒業(野球部・生徒会)  
埼玉県立松山高校卒業(応援団部団長・生徒会長)  
國學院大學法学部法律学科卒業  
(弁論部・野球サークル会長・川越身障者団体「たんぼぼ」お風呂介助)  
参議院議員秘書8年半在職  
富士見市議会議員(4期)・副議長 草の根代表



▲応援団長として

家族

勝瀬に父(新潟県出身)、  
小学校から大学まで全て  
同じ経歴の弟(さいたま  
市在住)、西みずほ台に  
妻と長男(17歳)・長女  
(14歳)・次女(5歳)



現在 〈子育て奮闘中〉

富士見市野球連盟 事務局長・審判部  
富士見市野球連盟「スパローズ」監督  
富士見市ソフトボール協会「ベンツ」メンバー  
富士見市少年野球連盟所属「エンゼルス」代表  
勝瀬ふじみ野サッカークラブ 顧問  
関沢小学校PTA 顧問  
西中学校PTA 副会長  
西みずほ台保育園・針ヶ谷保育園 理事  
福祉NPOグループみずほ 監事  
競技かるたチーム「ちはやふる富士見」顧問  
松山高校応援団OB会 事務局

無所属県民会議 富士見支部 (やこ朋弘応援団)

〒354-0018 富士見市西みずほ台3-3-11 ハイツみずほ台108号

☎ 090-4546-8606  
☎ 049-255-8585 ✉ yako@yakogo.com

ブレない!  
「草の根」の挑戦!!

【県政レポート】

やこ通信

No.50

令和3年5月発行

Topic.  
「議員提案条例」

f Tomohiro Yako



やこ朋弘 公式HP  
yakogo.com

県議会議員

やこ とも ひろ 朋弘 47才

県議会では市議会と違い、議会のたびに様々な議員提案の条例案が提案、審議されます。

3月の議会では令和3年度予算案も審議されましたが、今回は皆様の生活にも直接影響する、議員提案の条例の審議内容についてご報告いたします。

## ■迷惑行為防止条例改正案について



12月議会では、会派で提案した迷惑行為防止条例の改正案が審議されました。現行の条例では民間企業の更衣室で行われる盗撮行為等、悪質・巧妙化する盗撮犯罪を取り締まることができず、一日も早い条例改正が望まれていました。

そのような背景のもと、無所属県民会議の改正案では、他府県の例にもあるように目的の中に県民のみならず滞在者を加えることにより、「誰の生活の平穏を守るための条例か」という目的をより明確にしました。

そして一番の課題であった盗撮行為等の規制場所においても、公共の場所または公共の乗り物に限定せず、県民及び滞在者の日常生活における全ての範囲が幅広く適用されるように改正しています。

また、罰則の強化により他県との差もなくなり、犯罪の抑止効果も期待できます。

結果は会派が提案した案が賛成少数で否決となり、ほぼ同様の提案をしてきた自民党案が可決となりました。

私たちの提案した改正案の方がより良いと思っていますが、否決となった後の自民党案にも賛成しました。一日も早い成立が必要との思いからです。

ですがそれ以前に、なぜ同様の条例案を1本化できないのか……。不思議でなりません。

## ■エスカレーター条例について

3月の議会において私たち無所属県民会議は、自民党が提案したエスカレーターの事故を防止するため、立ち止まって乗るよう義務を課す条例案に対して、努力義務とする修正案を提出し、残念ながら修正案が否決されましたので、自民党案に反対しました。

私たちもエスカレーターを立ち止まって利用することが安全に繋がることは否定はしません。ですが、私たちはエスカレーター利用時に右側を空けて左側に立ち止まる慣習を、唐突に義務として条例で「立ち止まらなければならない」とするのは乱暴すぎると考えました。

まずは努力義務にすべきだと思います。主な論点は以下の通りです。

### 自民党エスカレーター条例への反対理由(論点)

#### 1 条例制定の考え方そのもの

物事には順番がある。エスカレーターでの「立ち止まる」ことが安全につながるが、これまでの慣習を唐突に義務として条例で「立ち止まらなければならない」とするのは立案者として乱暴すぎる。

せめて、努力義務「立ち止まるように努力するものとする。」の後に義務「立ち止まらなければならない」とすべきである。

#### 2 本当に利用者による事故を減少させるために必要なこと

各団体が行った調査でもエスカレーター利用者の事故は「立ち止まっていなかった」ことだけが理由ではない。事故の多くは若者が夜間に酩酊して利用したものや高齢者がエスカレーターを利用する時など多様である。「立ち止まる」ことだけを義務としてもエスカレーターの安全が図られるものではない。本当に事故を減少し全ての人に安心安全な利用とするには、「立ち止まり」以外も規程すべきである。

### 「自民党県議団」の原案と「無所属県民会議」の修正案の相違点

自民党県議団の原案	エスカレーターを利用する者は <b>立ち止まった状態でエスカレーターを利用しなければならない。</b>
無所属県民会議の修正案	エスカレーターを利用する者は、次の事項を <b>守るよう努めるものとする。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●立ち止まった状態</li> <li>●手すりにつかまった状態</li> <li>●その他、安全に配慮した状態</li> <li>●酒に酔った状態で利用しないようにすること</li> </ul>

自民党の「なければならない」義務規程から「守るよう努めるものとする」の努力義務規程に修正

エスカレーターでは  
**「立ち止まる」**



▼自民党県議団▼

**義務規程**

▼無所属県民会議▼

**努力義務規程**